# 身体障害者診断書・意見書

総括表			( 障害			障害用)
氏 名		年	月	日生	男	女
住 所						
①障害名 (部位を明記)						
②原因となった 疾病・外傷名			労災、そ 災害、疾病			
③疾病・外傷発生年月日 年 月	日・場	ᇑ				
④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査	査所見を含む。)					
⑤総合所見	障害固定又は	障害確定	(推定)		年	月 日
			〔将来頁 (再認定 <i>0</i>		要 • <sup>7</sup> 年	不要 〕 月)
⑥その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地						
診療担当科名		医師氏名		-fa-feet 3	-1 4:	1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第1記入) 障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げ ・該当する ( ・該当しない		意見 ( 	障害程度等	<b></b> <b></b>	いても参 <sup>2</sup>	考怠見を
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力 疾患には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例についている 3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会	等原因となった疾 は、歯科医師によ	患名を記入 る診断書・	.してくださ <i>v</i> . 意見書 (別)	ハ。 紙)を添付	してください	٧١°

(該当するものを○で囲むこと。)

)

# 1 臨床所見

- (1)動悸
- (有・無)
- (8) 心拍数

- (2)息切れ
- (有・無)
- (9)脈拍数

- (3)呼吸困難
- (有・無)
- 血圧(最大 ・最小 (10)

- (4)胸痛
- (有・無)
- 心音 (11)

血痰 (5)

(7)

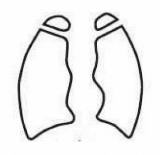
- (有・無)
- (12)その他の臨床所見

チアノーゼ (6)

浮腫

- (有・無)

- (有・無)
- (13)重い不整脈発作のある場合は、その発作時
  - の臨床症状、頻度、持続時間等
- 2 胸部エックス線所見(年 月 日)



心胸比

#### 3 心電図所見 ( 年 月 日)

- (1)陳旧性心筋梗塞 (有・無 ) (部位:
- (有 <右房・左房・両房>・無) (2)心室負荷像
- (3)心房負荷像

(有・無)

(4)脚ブロック

(有・無)

(5)完全房室ブロック

(有第 度・無)

(有 <右房・左房・両房>・無)

不完全房室ブロック (6) 心房細胞(粗動)

(有・無)

(8) 期外収縮

(7)

(有・無)

(9)STの低下

- (有 mV・無)
- (10)第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導
  - (V<sub>1</sub>を除く。) のいずれかのTの逆転
- (有・無)
- 運動負荷心電図におけるSTの (11)
  - 0.1m V以下の低下

(有・無)

- (12) その他の心電図所見
- (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載)
- (14) その他の検査所見(心エコー、血管造影など)

## 4 活動能力の程度

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心 症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは 狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- (5) 安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

## 5 手術の状況

ペースメーカー (有 年 月 日・ 無 ) 人工弁移植 • 弁置換 (有 年 月 日 · 無 ) 体内植え込み型除細動器 (有 年 月 日・ 無 ) その他の手術の状況 (有 年 月 目 • 無 )

6 ペースメーカーの適応度及び身体活動能力(運動強度)

(体内植込み型除細動器、両心室同期型ペースメーカー兼除細動器についても同様) ※なお、再認定の診断書・意見書の場合はメッツの値で判断することから、クラスは削除すること。

- (1) クラス I ~ 1級相当
- (2) クラス II 以下でメッツの値 2 未満~ 1 級相当
- (3) クラスⅡ以下でメッツの値2以上4未満~3級相当
- (4) クラスⅡ以下でメッツの値が4以上~4級相当